

運営規定

2025年 6月1日改定

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、本書では「指定訪問リハビリテーションという」）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 仁泉会 としま昭和病院
代表者氏名	理事長 大部 雅英
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都豊島区南長崎5-17-9 (電話 03-3953-5555・ファックス番号 03-3953-5562)

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団 仁泉会 としま昭和病院
介護保険指定 事業者番号	東京都指定 第 1311670892 号
事業所所在地	東京都豊島区南長崎5-17-9
連絡先 相談担当者名	リハビリテーション科:平田 光・訪問部:田中 朱音
事業所の通常の 事業の実施地域	当院（としま昭和病院）の所在する住所地を中心に以下の地域とする。 豊島区：長崎・南長崎・千早・要町・高松・千川・目白4,5丁目 西池袋3,4,5丁目 新宿区：西落合・中落合3,4丁目・中井1,2丁目 中野区：江原町 練馬区：旭ヶ丘 * その他近隣地域は基本的に実施しない。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	病院への定期的な通院が必要であるにも関わらず、家庭環境や病状など様々な理由で通院が困難になった方々に対して、自宅にリハビリテーションスタッフが定期的に訪問します。
運営の方針	利用者の自宅での生活を安全に安楽にするために専門的なスタッフ（理学療法士）がお伺いをし、身体機能面へのアプローチだけではなくご家庭の介護負担の軽減を図ります。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	土日・祝日以外、* 年末年始休み(12 月 29 日～1 月 3 日)あり
営 業 時 間	午前 9 時～午後 5 時 30 分

(4) 事業所の職員体制

管理者	理事長・院長 大部 雅英
-----	--------------

職種	職 務 内 容	人 員 数
理 学 療 法 士	1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2 医師及び理学療法士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を行って指定訪問リハビリテーション計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者、家族に説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画は、利用者に交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 5 それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	理学療法士 2 名

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
指定訪問リハビリテーション	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
指定介護予防リハビリテーション	利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

指定訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について（全て税込）

区分		利用料	利用者負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
理学療法士による 訪問リハビリテーション	基本報酬（週に3回が限度） 訪問リハビリテーション費	1 回	1 回	1 回	1 回
		(20 分) 3,419 円	342 円	684 円	1,026 円
		(40 分) 6,838 円	684 円	1,368 円	2,051 円
		(60 分) 10,257 円	1,026 円	2,051 円	3,077 円
	介護予防訪問リハビリテーション費	(20 分) 3,308 円	331 円	662 円	992 円
		(40 分) 6,616 円	662 円	1,323 円	1,985 円
		(60 分) 9,924 円	992 円	1,985 円	2,977 円
	介護予防訪問リハビリテーション費（減算） 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は減算となります。※30単位/回の減算 ただし3月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態 変化に応じてリハビリ計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用することで減算(30単位/回)は行わないこととされる。	(20 分) 2,975 円	298 円	595 円	893 円
		(40 分) 5,950 円	595 円	1,190 円	1,785 円
		(60 分) 8,925 円	893 円	1,785 円	2,678 円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	当院に勤続年数3年以上の訪問リハビリスタッフが いる場合（2025年6月1日現在、算定しない）	1 回	1 回	1 回	1 回
		(20 分) 33 円	3 円	7 円	10 円
		(40 分) 67 円	7 円	13 円	20 円
		(60 分) 100 円	10 円	20 円	30 円
リハビリテーション マネジメント加算Ⅰ	医師の指示の下、リハビリ計画の作成、評価を行う。 また、定期的にリハビリ会議を行い、PTによるリハビリ計画の説明、同意を利用者等に行う。また、これらの情報を介護支援専門員に通じて情報伝達をしている体制がある場合	1 月当たり	1 月当たり	1 月当たり	1 月当たり
		1,998 円	200 円	400 円	600 円

※上記金額は、東京 23 区の地域区分単価で計算された費用となります。四捨五入の関係で数円単位金額がずれることがあります。

1 割負担の場合例（※概算）

・ 訪問リハビリテーション費

週 1 回（40 分）の訪問（月：4 回） マネージメント加算イ 2,964 円

週 2 回（40 分）の訪問（月：8 回） マネージメント加算イ 5,728 円

・ 介護予防訪問リハビリテーション費

週 1 回（40 分）の訪問（月：4 回） マネージメント加算イ 2,876 円

週 2 回（40 分）の訪問（月：8 回） マネージメント加算イ 5,552 円

・ 介護予防訪問リハビリテーション費（減算）

週 1 回（40 分）の訪問（月：4 回） マネージメント加算イ 2,608 円

週 2 回（40 分）の訪問（月：8 回） マネージメント加算イ 5,016 円

※退院後の場合は下の表の料金が加算されます。（週 2 回以上リハビリを実施する場合のみ）

	加 算	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
要介護度による区分なし	短期集中リハビリテーション実施加算（退院（所）日又は新たに要介護認定を受けた日から 3 月以内）	2,220 円	222 円	444 円	666 円	1 日当たり

4 その他の費用について

交通費：交通費は請求しておりません。

5 キャンセルについて

サービス利用のキャンセルをする際には、速やかに下記の連絡先までご連絡を下さい。
サービス提供時間を過ぎてからのキャンセルの場合、キャンセル料として 300 円をご負担いただきます。

※連絡先：03-3953-5555

6 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、翌月中旬までにお届けさせていただきます。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 病院会計窓口にてお支払いをお願いいたします。 イ お支払いの確認をしましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 （医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

7 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	平田 光
	イ 連絡先電話番号	03-3953-5555
	同ファックス番号	03-3953-5562
	ウ 受付日及び受付時間	土日・祝日・年末年始以外 午前 9 時～午後 5 時 30 分

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

8 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (5) 予定していた理学療法士が訪問できなくなった場合は、代わりの理学療法士が訪問するか、もしくは休みになることもありますのでご了承ください。

9 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大部 雅英
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報します。

11 ハラスメントの防止について

事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が 発生しない為の再発防止策を検討します。

- (3) 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に 話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、 利用契約の解約等の措置を講じます。

1 2 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について ※別紙「個人情報保護方針」参照	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ④ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

※なお、この書類の受け渡しをもって、必要時（サービス担当者会議等）利用者や家族の個人情報を用いることにご了承いただいたものとします。

1 3 事故発生時、緊急時、非常災害時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合、事故の経過記録を行い、リハビリ完結の日から2年間保存します。また、緊急時、非常災害時、事故発生時には当院、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 4 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5 居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション計画は、居宅介護支援事業者によって既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

また、指定訪問リハビリテーションの提供から、他のサービスに移行する場合は、担当の居宅介護支援事業者と連携の上、調整を行います。

1 6 サービス提供の記録

- (1) サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、完結の日から2年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 7 衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又は、まん延しない様に、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 リハビリテーション科: 平田 光 訪問部: 田中 朱音	所 在 地 豊島区南長崎 5-17-9 電話番号 03-3953-5555 ファックス番号 03-3953-5562 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分
---	---

【市町村（保険者）の窓口】 豊島区 介護保険課	所 在 地 豊島区南池袋 2-45-1 電話番号 03-3981-1318 受付時間 午前 8 時半～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 新宿区 介護保険課給付係	所 在 地 新宿区歌舞伎町 1-4-1 電話番号 03-5273-3497 受付時間 午前 8 時半～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 中野区 介護保険分野	所 在 地 中野区中野 4-8-1 電話番号 03-3228-8878 受付時間 午前 8 時半～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 練馬区 介護保険課	所 在 地 練馬区豊玉北 6-12-1 電話番号 03-3993-1111 受付時間 午前 8 時半～午後 5 時

【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課	所 在 地 千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話番号 03-6238-0011 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
---	---